



創刊号

平成15年12月発行

札幌市農業委員会
TEL011-211-3636

農業委員会だより

農業委員会だよりはご家族みなさんでお読みください。



▲タマネギの収穫



創刊にあたり

会長 氏 家 謹 一

このたび、「札幌市農業委員会だより」を創刊するにあたり一言ごあいさつ申し上げます。

日頃、農業委員会活動に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本の農業は、先行き不透明な環境にあり、輸入野菜の激増などに伴う価格の低迷、農業者の高齢化など年々厳しさを増してきております。

本市の農業も、都市化に伴い農地面積や農家戸数が減り続けておりますが、伝統のタマネギをはじめ、ホウレンソウやレタス、

コマツナ、果実、飼料作物などの安全で良質な農畜産物の生産地として消費者のニーズに応える一方、都市環境の面でも農業の果たす役割は益々重要になってきております。

農業委員会は、農業者の公的代表機関であり、皆様の意見を賜りながら、地域農業の活性化に向けて、委員一丸となって農業委員会活動に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも皆様のご理解とご協力を賜りま

すようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

主な内容

- 農業者訪問
- 南区砥山瀬戸修一さん 2 P
- 手稲区手稲山口松森俊雄さん 3 P
- 堆肥情報の提供について 4 P
- 農業委員の紹介 5 P
- お知らせ 6 P

取材：内山昭一農業委員

砥山農業クラブ

南区砥山の瀬戸修一さんは、東京で20年間のサラリーマン生活の後、札幌に戻って平成10年に就農しました。4年前に上・下砥山を結ぶ八剣山トンネルが開通した直後に、上・下砥山の専業農家で交流グループ「砥山農業クラブ」を結成しました。現在の戸数は10戸となり、それぞれの農業者がライバルであり協力者でもあるという、切磋琢磨する1つのゆるやかな営農集団として活動しています。

この地区は、道路・トンネルの整備により、人の行き来が盛んとなって、消費者との交流も盛んになってきています。特に南区方面は観光農園としてのニーズがでてきており、新しい地域農業のあり方として他の地域にも影響を与えるものと思われます。

今後は、食の安全・安心についてのニーズも高まっていくことが予想され、持続性の高い農業生産方式である「エコファーマー制度」の申請を4戸の農業者が行い、さらにクラブ内に広げていくことです。



▲瀬戸修一さん

▲内山農業委員

異業種との交流

瀬戸さん自身が異業種から農業に参入したという経歴もあってか、異業種と積極的に交流することで、農業者側からの情報発信により地産地消のアピールを行っています。

札幌市内の農業者としては、北海道中小企業家同友会の会員第1号であり、交流を通して同友会からの協力も大きなものとなっているようです。

去る10月5日には、北海道中小企業家同友会の交流事業を開催し、上田市長はじめおよそ2,000人もの人が集まり、大盛況となりました。

引き続き、お菓子屋さんとの連携による南区産フルーツのお菓子づくりや小金湯温泉との交流によるワインづくりなども手がけていくことです。



▲写真提供：北海道中小企業家同友会

取材：國村憲太郎農業委員

スイカの名産地

手稲区手稲山口の松森俊雄さんは、スイカとカボチャを生産しており、札幌市農協果樹果実部会手稲支部副支部長を務めています。

手稲山口地区は元々山口県から渡って来た人が多く、砂地の特性を活かしたスイカの生産は大正時代の末頃から始まったそうです。その後、スイカの名産地に成長し「札幌スイカ」と呼ばれ、昭和40年代後半の最盛期には約250町歩の作付面積を誇っていました。

ただ、スイカは冷害に弱い上に、冷夏では消費も伸びないというのが悩みの種となっていました。昭和55年の大冷害により、山口地区でも冷害に強い作物として、カボチャの作付面積が増えるようになったのです。



▲國村農業委員

▲松森俊雄さん

大浜みやこ

果実部会員みんなで話し合い、ブランド化を図るため昭和56年より個人撰果から共同撰果に切り替え、産地として市場とのタイアップを図れるようになりました。作付面積は徐々に増え、近年はスイカと作付面積が逆転してきています。



▲目つき会（共撰）

「大浜みやこ」のブランドを守るために、様々な条件をクリアしなければなりません。市内であっても浜辺に近い砂地でなければ、あの「ほくほく感」や「糖度」はだせないとといいます。中には、石狩市の畠で作付けしている部会員もあります。

堆肥の施用についても10アール当たり年間4トンと申し合わせているといいます。「大浜みやこ」は有機栽培で作られているのです。

また、カボチャはスイカと比べて減農薬しやすいことから、来年の事業計画には「エコファーマー制度」の導入も盛り込んでいきたいとのことで、おいしくて安全な「大浜みやこ」のブランドを守っていく取り組みが期待されています。

堆肥情報の提供について

[堆肥を供給可能な畜産農家一覧表]

(順不同)平成15年12月

No.	氏名	住所	電話番号	料金 円/トン	畜種	供給量 トン	敷料	状態	積込	運搬
1	伊藤 憲吾	北区篠路町 拓北82-26	771-2328	5,000	牛	100	なし	完熟	有	不可
2	横田 巍	北区篠路町 拓北31-1	773-1250	5,000	牛	300	麦ワラ	完熟	有	可
3	萩中 昭夫	北区篠路町 福移114-1	791-5363	5,000	牛	100	牧草	完熟	※	可
4	萩中 利和	北区篠路町 福移123-3	791-2479	3,000	牛	100	牧草	生	有	可
				5,000		100		半熟		
				7,000		30		完熟		
5	生野 隆雄	北区北34条 西9丁目4-22	716-5089	無料	牛	育成 15~20 頭分	麦ワラ	生	有	不可
6	西尾 和彦	東区東雁来町 373-13	791-2962	5,000	牛	100	干草 牧草	完熟 半熟	有	条件により一部可
7	古川農場	南区豊滝110	596-4759	5,000	豚	200	オガクズ 稻ワラ ソバ殻	完熟	有	条件により一部可
8	成養鶏場	南区石山1067	591-5736	3,000 (1m ³)	鶏	240m ³	ソバ殻	半完熟	有	不可
9	上野 裕一	手稲区手稲前田 579-6	681-0052	4,000	牛	相談	干草	半熟	有	不可
10	岡島 周次	手稲区手稲前田 575-14	694-5138	5,000	牛	80	麦ワラ 牧草	半熟	有	可
11	牧野 義幸	手稲区手稲前田 583-3	699-2278	10,000 (4tダンプ)	牛	相談	麦ワラ	半熟	有	条件により一部可

●この表は堆肥を生産する畜産農家からの聞き取りにより作成したもので、供給量・品質については、気候・季節等により変動があり供給に応じられない場合もあります。そのため、料金、積込み・運搬などの販売条件は、直接畜産農家とご相談してください。

○料金は 1t当たりで、生産者まで取りに来た場合の標準価格です。

○供給量とは 年間に供給可能な予定総供給量です。

○積込みとは 現地での積込みサービス(無料)の有無です。

※印は、積込み機械を無料で貸し出しますので、ご自分で積込みしてくださいということです。

○運搬とは 希望先までの運搬(有料)ができるかどうかということです。

農業委員の紹介

農業委員は地域農業者の代表で、農地等に関する問題のよき相談窓口です。何かありましたら遠慮なく地元の農業委員にご相談ください。

選挙による農業委員（21名）

区名	氏 名	住 所	電話番号	備 考
北	伊藤 憲吾	篠路町拓北82-26	771-2328	
	澤田 薫	篠路町上篠路307	771-2552	
	近藤 幸治	新川694	761-2383	農地部会長
	坂田 文正	屯田7条7丁目4-12	771-3348	副会長
	宮本 功	百合が原1丁目4-18	751-2655	
東	大作 幸一	丘珠町496	781-7891	
	元岡 藤博	中沼町113	791-5863	
	浅井 義正	東雁来6条1丁目3-30	781-4384	
	氏家 謙一	北41条東19丁目3-3	781-8555	会長
	山口 俊一	北41条東1丁目1-45	711-7557	
白石	藤川 昇	東米里2153-18	871-7440	農政副部会長
	川口 義弘	菊水上町3条1丁目140-1	811-6577	
厚別	堂佛 栄一	上野幌2条2丁目11-3	891-1927	
豊平	桑島 忠正	西岡4条3丁目6-18	852-0038	
清田	水野 政勝	真栄354	881-0971	農政部会長
南	土田 勝二	豊滝422	596-2423	農地副部会長
	田中 義一	藤野2条3丁目2-15	591-8777	
	内山 昭一	中ノ沢3丁目8-3	571-7203	
西	木下 正太郎	平和350	661-0305	
	漆崎 智	小別沢116	661-8470	
手稲	國村 憲太郎	手稲山口188	681-2778	

推薦による農業委員（8名）

推 薦 団 体	氏 名
札幌市農協	齊藤 信明
サツラク農協	生野 隆雄
石狩農業共済	中山 俊雄

推 薦 団 体	氏 名
市議会	笹出 昭夫
	小川 勝美
	畑瀬 幸二
	義卜 雄一
	鈴木 健雄

お知らせ

無断転用を無くし大切な農地を守りましょう！

農地の転用には許可が必要です

農地は、私たちの生活に欠かせない食料の大切な生産基盤です。しかし、いったん転用されると、再び農地としての利用は困難になります。また、乱開発につながる無計画な転用や無断転用は地域の農業にとって大きな迷惑になります。このため、農地の転用には農地法で一定の規制がかけられています。

許可なく転用したら～無断転用には厳しい罰則が

許可を受けずに行った行為は農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく北海道知事が工事の中止、原状回復を命じる場合があります。また、これらに違反した場合には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、あるいは6月以下の懲役または30万円以下の罰金の適用があります。

農地転用に関する相談は

農地転用の申請受付は、農業委員会が行っています（4haを超える農地転用の申請受付は北海道知事）。

農地転用に関する手続きや疑問がありましたら、地域の農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。



自動車の駐停車時における無駄なアイドリングにより発生する「排出ガス」。これが大気汚染や地球温暖化の原因のひとつとなっています。

地球温暖化は、異常気象や農作物の不作、生態系の破壊など非常に深刻な問題です。マイカーはもちろん、農作業機械、除雪機など身近なところからアイドリングストップ！

【札幌市農業委員会は環境保全にも取り組みます】

新しい農業者年金に加入しましょう

「札幌市農業委員会だより」は自然保護のため再生紙を使用しています。

